

第 4 章 参考資料

1 男女共同参画データの全国比較

静岡県の男女共同参画に関するデータを全国のデータと比較すると、全国の中での静岡県の男女共同参画の実態が見えてきます。

1 意識

項目	静岡県	全国	順位	出典
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	73.1% (63.3%)	59.8% (54.3%)	—	静岡県 ・男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(2021) 【前回調査】「静岡県男女共同参画に関する県民意識調査」(2019)
女性の職業について、「子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい」と答えた人の割合	51.1% (43.3%)	61.0% (54.2%)	—	内閣府 ・男女共同参画社会に関する世論調査(2019) 【前回調査】女性の活躍推進に関する世論調査(2016)
女性の職業について、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えた人の割合	23.5% (33.9%)	20.3% (26.3%)	—	※()は前回調査の数値

2 県・市(区)町村の状況

項目	静岡県	全国	順位	出典	
男女共同参画に関する条例の制定状況	市(区)	56.5% (56.5%)	61.3% (60.9%)	—	静岡県 ・県男女共同参画課調べ(2021.4.1 現在) ※一部市町除く 内閣府 ・「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2021) ()は静岡県、全国ともに前年度調査の数値
	町村	0.0% (0.0%)	18.1% (18.3%)	—	
	全体	37.1% (37.1%)	38.4% (38.2%)	23位	
男女共同参画に係る計画の策定状況	市(区)	87.0% (95.7%)	93.4% (98.0%)	—	
	町村	75.0% (91.7%)	59.9% (63.1%)	—	
	全体	82.9% (94.3%)	75.6% (79.4%)	—	
審議会等委員への女性の登用状況(法律・法令による審議会)	県	32.0% (32.0%)	33.4% (33.3%)	29位	
	市(区)町村	28.3% (28.0%)	27.6% (27.1%)	20位	
女性管理職(課長相当職以上)の登用状況	県	12.0% (10.6%)	11.8% (11.1%)	17位	
	市(区)町村	15.7% (13.9%)	16.5% (15.8%)	23位	
職員採用に占める女性の割合	県	30.5% (31.5%)	38.5% (36.6%)	45位	
議会における女性議員の状況 (総務省資料より 上段:R2.12.31 現在、 下段:R1.12.31 現在)	県	11.9% (11.8%)	11.6% (11.4%)	11位	
	市(区)	15.1% (15.2%)	16.8% (16.6%)	16位	
	町村	8.2% (7.6%)	11.3% (11.1%)	38位	

3 民間・労働

項目		静岡県	全国	順位	出典
女性管理職の割合	部長相当職	11.1%	8.4%	—	静岡県 ・静岡県雇用管理状況調査(2020) 全国 ・厚生労働省「雇用均等基本調査」(2020)
	課長相当職	14.5%	10.8%	—	
専門職の女性割合	医師	17.1%	21.9%	—	・厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(2018)
女性の労働力率 *1		51.9%	50.0%	—	・総務省「国勢調査」(2015)
女性の有業率 *2		52.1%	50.7%	9位	・総務省「就業構造基本調査」(2017)

※1 労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合。(15歳以上で働く意欲を持つ人の割合。労働力状態「不詳」を除く。)

※2 有業率 …15歳以上人口で、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている人の割合。

4 教育

項目		静岡県	全国	順位	出典
学校(小・中・高・特別支援)の管理的地位にある職員に占める女性比率※	校長	20.0%	16.4%	—	・県教育総務課調べ(2021) ・文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」(2020) ・文部科学省「学校基本調査」(2021)
	副校長	24.4%	23.9%	—	
	教頭	25.0%	22.5%	—	
女性の大学等進学率(2020年度)		53.7%	59.6%	29	

※ 静岡県は2021年4月1日時点、全国は2020年4月1日時点の値。

5 育児・家事等

項目		静岡県	全国	順位	出典
育児期の女性の労働力率	30～34歳	71.8%	73.5%	—	・総務省「国勢調査」(2015)
	35～39歳	73.4%	72.7%	—	
育児休業取得者の割合	女性	96.6%	81.6%	—	静岡県 ・静岡県雇用管理状況調査(2020) 全国 ・厚生労働省「雇用均等基本調査」(2020)
	男性	9.2%	12.7%	—	
家事総平均時間(1週間平均の1日あたり)	女性	156分	151分	—	・総務省「社会生活基本調査」(2016)
	男性	16分	19分	—	

2 日本の男女共同参画の状況

日本の女性の現状を諸外国と比較すると、教育水準や平均寿命などは高いものの、国会議員や企業の管理職に占める女性比率などは極めて低く、参画が遅れています。

1 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

● GGI (Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数。世界経済フォーラム／グローバル・ジェンダー・ギャップレポートより。経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、性別格差に関する数値。

2021年の日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、人間開発指数（HDI）やジェンダー不平等指数（GII）に比べ、女性の社会的地位は国際社会の中では低位に位置づけられています。この調査では、北欧諸国が上位を占めています。日本は156か国中120位でした。

ジェンダー・ギャップ指数は、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。2021年の日本の数値は0.656、1位のアイスランドは0.892、最下位のアフガニスタンは0.444となっています。

日本は、教育や健康の分野においては、高位に位置していますが、経済や政治分野においては低位に位置しており、女性の社会参画が十分でないことが示されています。（図 参-1）

分野別評価：日本の数値と順位

図：参-1

項目	2006年		2018年		2020年		2021年	
	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数
GGI（ジェンダー・ギャップ指数）	80	0.645	110	0.662	121	0.652	120	0.656
総合								
経済	83	0.545	117	0.595	115	0.598	117	0.604
労働力率	76	0.66	79	0.799	79	0.814	68	0.840
同じ仕事の賃金の同等性	63	0.62	45	0.696	67	0.672	83	0.651
所得の推計値（PPP US\$）	72	0.46	103	0.527	108	0.541	101	0.563
管理職に占める比率	87	0.11	129	0.152	131	0.174	139	0.173
専門職に占める比率	55	0.85	108	0.671	110	0.680	105	0.699
教育	60	0.986	65	0.994	91	0.983	92	0.983
識字率	1	1	1	1	1	1	1	1
初等教育在学率	1	1	1	1	1	1	1	1
中等教育在学率	1	1	1	1	128	0.953	129	0.953
高等教育在学率	76	0.89	103	0.952	108	0.952	110	0.952
健康	1	0.98	41	0.979	40	0.979	65	0.973
新生児の男女比率	1	0.94	1	0.944	1	0.944	1	0.944
健康寿命	1	1.06	57	1.059	59	1.059	72	1.040
政治	83	0.067	125	0.081	144	0.049	147	0.061
国会議員に占める比率	86	0.1	130	0.112	135	0.112	140	0.110
閣僚の比率	59	0.14	89	0.188	139	0.056	126	0.111
最近50年の国家元首の在任年数	41	0	69	0	71	0	76	0

資料：世界経済フォーラム（WEF）「Global Gender Gap Report2021」

総合評価：日本の順位（経年変化）

世界経済フォーラムが2006年からランキングを発表して以来、日本の順位は低いままです。2021年は156か国中120位で、主要先進国の中では最下位です。（図 参-1-2）

図：参-1-2

年	2006	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2020	2021
位／ か国中	80／ 115	94／ 134	98／ 135	101／ 135	105／ 136	104／ 142	101／ 145	111／ 144	114／ 144	110／ 149	121／ 153	120／ 156

（注）世界経済フォーラム（WEF）が「Global Gender Gap Report（GGGR）」において2018年までは、レポート公表年のインデックスとして公表されていたが、2019年公表分は「GGGR2020」となり、2020年のインデックスとして公表されたため、年の数字が連続していない。

2 人間開発指数（HDI）とジェンダー不平等指数（GII）

●HDI（Human Development Index）

長寿で健康な生活、知識へのアクセス、人間らしい生活の水準という3つの基本的な側面に着目して、人間開発の達成度をまとめて表す指標。

3分野の達成度の平均を0～1の値で表わしている（数字が大きいかほど達成度が高い）。平均余命、就学予測年数、平均就学年数、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出。

●GII（Gender Inequality Index）

ジェンダー不平等指数。リプロダクティブヘルス（妊産婦死亡率と若年妊娠出産率）、エンパワーメント（議員の男女比と所等・中等教育の男女比）、労働市場（女性の労働市場参加率）から算出。国の中での男女の格差を把握し、同時に国家間の比較を行うことを目的とする指標。従来のGEMに変わるものとして2010年に初めて導入。

人間開発指数（HDI）とジェンダー不平等指数（GII） 日本の順位 2019年

図：参-2

HDI			GII	
順位	国名	指数	順位	指数
1	ノルウェー	0.957	6	0.045
2	アイルランド	0.955	23	0.093
2	スイス	0.955	1	0.025
4	香港	0.949	-	-
4	アイスランド	0.949	9	0.058
6	ドイツ	0.947	20	0.084
7	スウェーデン	0.945	3	0.039
8	オーストラリア	0.944	25	0.097
8	オランダ	0.944	4	0.043
10	デンマーク	0.940	2	0.038
19	日本	0.919	24	0.094

資料：人間開発計画（UNDP）「人間開発報告書2020」

（注）HDIは189か国中、GIIは162か国中の順位。

第4章 参考資料／日本の男女共同参画の状況

3 女性国会議員の割合

日本の政治分野における男女共同参画は、国際的に見てかなり遅れているのが現状です。それを裏付けるように、国会議員に占める女性比率はきわめて低い状態であり、190か国中166位に位置しており、先進7カ国では、最下位です。(図 参-3)

国会における女性議員の割合 日本の順位 2021年1月現在

順位	国名	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
1	ルワンダ	80	49	61.3
2	キューバ	586	313	53.4
3	アラブ首長国連邦	40	20	50.0
4	ニカラグア	91	44	48.4
5	ニュージーランド	120	58	48.3
27	フランス	577	228	39.5
35	イタリア	630	225	35.7
39	イギリス	650	220	33.8
49	ドイツ	709	223	31.5
52	カナダ	338	100	29.6
67	米国	433	118	27.3
122	韓国	300	57	19.0
166	日本	464	46	9.9

図:参-3

(備考) 1 列国議会同盟資料より作成。調査対象国は2021年1月現在190か国。

2 一院制又は下院における女性議員割合。

4 女性の年齢別労働力率

日本、韓国では、女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっています。一方、欧米諸国では、逆U字カーブを示し、結婚、出産、子育てによる労働力率の低下はあまり見られません。

主要国における女性の年齢階級別労働力率

日本、韓国では、女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっています。一方、欧米諸国では、逆U字カーブを示し、結婚、出産、子育てによる労働力率の低下はあまり見られません。

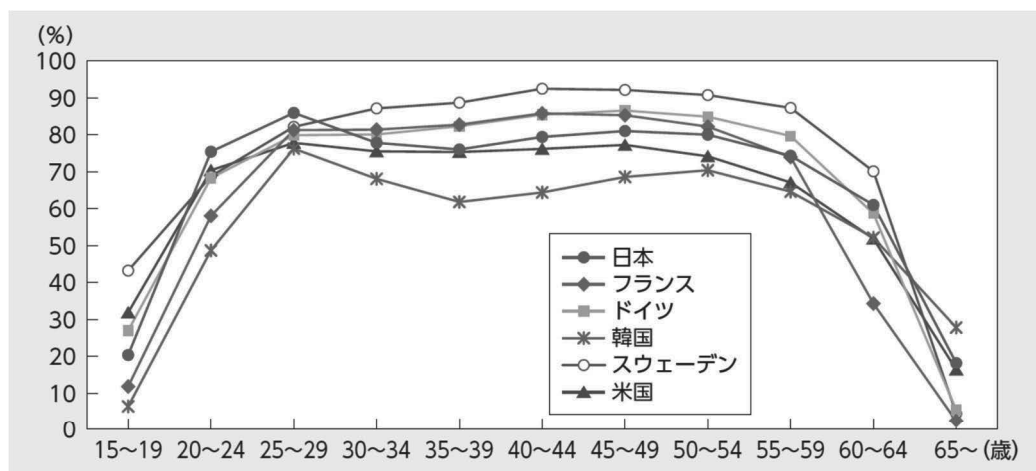


図:参-4

資料：内閣府「令和3年度版男女共同参画白書」

(注) 1 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和2年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。

いずれの国も令和元(2019)年の値。

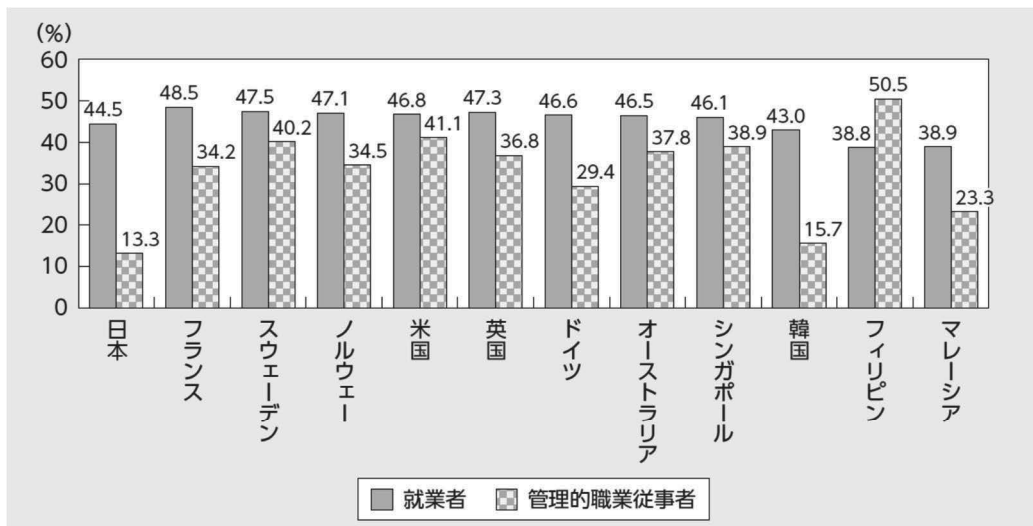
2 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」「15歳以上人口」×100

3 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

5 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。（図 参-5）

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



図：参-5

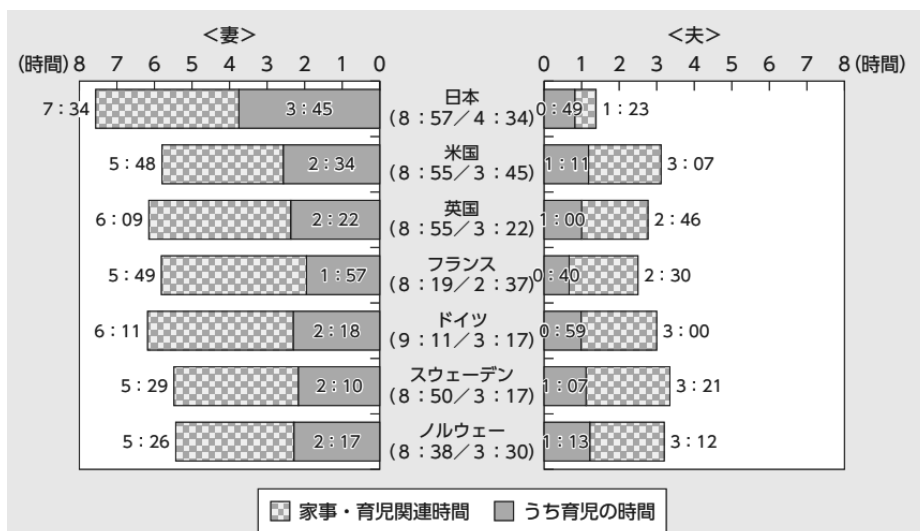
資料：内閣府「令和3年度版男女共同参画白書」

- (注) 1 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和2年）、その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
- 2 日本、米国、韓国は令和2（2020）年、オーストラリアは平成30（2018）年、その他の国は令和元（2019）年の値。
- 3 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

6 男性の家事・育児の実施状況（国際比較）

日本における6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は1日当たり83分と他の先進国に比べ、低い水準にあります。（図 参-6）

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり、国際比較）



図：参-6

資料：内閣府「令和2年度版男女共同参画白書」

- (注) 1 総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey”（2018）及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004）より作成。
- 2 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。
- 3 国名の下に記載している時間は、左側が「家事・育児関連時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。右側が「うち育児の時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。

3 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
昭和50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室設置 	
昭和51 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の十年」始まる ・ILO事務局に婦人労働問題担当室設置 		
昭和52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働部労働福祉課に「婦人問題担当窓口」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 ・プロジェクトチーム「婦人の地位向上部会」設置
昭和54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「女子差別撤廃条約」採択 		
昭和55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・『「国連婦人の十年」中間年世界会議』開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「婦人対策室」設置 ・「婦人行政推進庁内連絡会議」設置 ・「婦人行政推進市町村連絡会議」設置
昭和56 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」発表 	
昭和57 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択 		
昭和58 (1983)			<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「婦人青少年課」設置
昭和60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・「「国連婦人の十年」世界会議」開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置
昭和62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「婦人課」設置 ・労働部に「就業婦人室」設置
平成元 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人総合センター(仮称)基本計画」策定
平成2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約(夜業に関する)採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人総合センター(仮称)」建設工事着工
平成3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定
平成4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任 	

第4章 参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成5 (1993)	・「世界人権会議」開催(ウーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行	・静岡県女性総合センターあざれあ開館 ・「女性行政推進会議」設置
平成6 (1994)	・第4回世界女性会議のためのエスカ ップ地域準備会議開催(ジャカル タ) ・「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を 含む。)採択 ・ILO第175条約(パートタイム労働に 関する)採択	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「労働基準法の一部を改正する法 律」施行	・婦人課を「女性政策課」、就業婦人 室を「就業女性室」に改称 ・婦人問題推進会議を「女性問題推 進会議」に改組 ・婦人行政推進庁内連絡会議を「女 性行政推進庁内連絡会議」に名称 変更
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議開催 (北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任条約) 批准 ・「育児・介護休業法」成立	
平成8 (1996)	・ILO総会「家内労働に関する条約」 採択	・男女共同参画審議会が「男女共同 画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「労働者派遣法」改正	・「男女が共に創るしずおかプラン」策 定 ・女性問題推進会議を「男女が共に 創るしずおか推進懇話会」に改組 ・女性行政推進会議と女性行政推進 庁内連絡会議を統合し「男女が共に 創るしずおか行政推進会議」に改組
平成9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準 法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」 成立 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン推 進計画(アクションプログラム)」策定 ・「男女が共に創るしずおか議員連盟」 発足
平成10 (1998)		・男女共同参画審議会が「男女共同 参画社会基本法について」を答申 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正 労働基準法」一部施行	
平成11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約選定議定書」 採択	・改正男女雇用機会均等法、改正労 働基準法、改正育児・介護休業法施 行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施 行(女性の参画の促進を規定)	・女性政策課を「生活・文化部女性政 策室」、就業女性室を「就業支援総 室就業支援室」に改編 ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制 定(7月30日) ・大須賀町男女共同参画都市宣言 (9月14日)
平成12 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」開 催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果 文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等に関す る法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン第 2次アクションプログラム」策定 ・女性政策室を「男女共同参画室」に 改称
平成13 (2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内 閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布・一部 施行	・「静岡県男女共同参画推進条例」公 布・施行(7月24日) ・男女共同参画に関する苦情相談窓 口を設置(7月31日) ・「静岡県男女共同参画会議」設置
平成14 (2002)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」完全施行 ・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを静 岡県女性相談センターに設置
平成15 (2003)	・女子差別撤廃条約実施状況第4回 及び第5回報告審議(第29回女子差 別撤廃委員会)	・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公 布、一部施行	・「静岡県男女共同参画基本計画」 “ハーモニックスずおか2010”策定 ・静岡県女性総合センターを「静岡 県男女共同参画センター」に改称 ・「しずおか男女共同参画推進会議」 設立(8月26日)

第4章 参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書」の発行 (以後、毎年発行)
平成17 (2005)	・「北京+10」を開催(ニューヨーク) 第4回世界女性会議の北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・しずおか女性チャレンジサイト開設 ・「しずおか次世代育成プラン」策定
平成18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合を東京で開催 ・「東京閣僚協働コミュニケ」採択	・「改正男女雇用機会均等法」成立(平成19年4月から施行) ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	
平成19 (2007)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン」の策定 ・県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 ・「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始
平成20 (2008)		・「女性の参画加速プログラム」策定(平成20年4月8日 男女共同参画推進本部) ・「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告(平成20年10月7日 男女共同参画会議基本問題調査会)	・島田市が「男女共同参画宣言都市」となる(記念式典8月2日)
平成21 (2009)	・日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	・「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年11月26日可決成立、12月3日公布) ・同法により次世代育成支援対策推進法の一部改正(平成21年4月1日施行)	・富士市が「男女共同参画宣言都市」となる(記念式典11月14日)
平成22 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)をニューヨークで開催	・「育児・介護休業法」の一部改正(平成22年6月30日から施行) ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(平成22年12月17日)	・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の策定(平成23年2月) ・「さくや姫プロジェクト」によるロールモデルの情報発信開始
平成23 (2011)	・ユニフェム(国連女性開発基金)など4つの女性に関する国際機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(略称「UN Women」)」が発足	・「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」中間報告の取りまとめ(平成23年7月)	・「さくや姫プロジェクト」Webサイトのリニューアル(さくやな人々を追加) ・「施策の展開方針」を策定(10月)
平成24 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定(平成24年6月22日)	・男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始(4月) ・「ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議」設置
平成25 (2013)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(平成25年5月) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)	・「男女共同参画の視点からの防災手引書(本冊)・ダイジェスト版」発行(6月) ・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」の策定(平成26年3月)
平成26 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現が閣議決定(平成26年6月24日)	・「ふじのくに さくや姫サミット」の開催(平成27年3月8日)

第4章 参考資料／男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成27年9月4日) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくに輝く女性人財データバンク」の構築(12月16日) ・「しずおか女性活躍先進企業サミット」の開催(平成28年2月12日) ・「ふじのくに女性活躍応援会議」の発足(平成28年3月7日)
平成28 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(平成28年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ」の構築(12月16日) ・「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定(平成29年2月)
平成29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」一部改正(平成29年10月1日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」の策定(平成30年3月)
平成30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(平成30年5月23日) 	
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・W20日本開催(第5回WAW!と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正(令和元年6月5日公布) ・「DV法」一部改正(令和2年4月1日施行) ・「男女雇用機会均等法」一部改正(令和2年6月1日施行) ・「育児・介護休業法」一部改正(令和3年1月1日施行) 	
令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」 ・UN Woman(国連女性機関)によるアンステレオタイプアライアンス日本支部設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画局内に「男女間暴力対策課」を新設 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定(令和2年12月閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課において「性の多様性への県民理解の促進」に関することを新たに所管 ・「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の策定(令和3年2月)
令和3 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正・施行(令和3年6月16日) ・「育児・介護休業法」一部改正(令和4年4月1日から段階的に施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速化リーダー・ミーティング」を開催し、「行動宣言」を決定(11月8日) ・「ふじのくに女性活躍応援会議」において、行動宣言賛同企業等を募集(令和4年1月27日)